

財務書類4表の作成・公表における基本的事項

1. 新地方公会計制度の概要

これまでの地方公共団体の会計は、1年間の収支に着目した「現金主義・単式簿記」方式を採用していましたが、この方式では資産の保有状況や負債の状況を把握することができませんでした。

このため、国は平成26年に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」の中で統一的な基準を示し、平成27年には同基準により詳細な内容等を記載した「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を示した上で、統一的な基準による財務書類等を整備するよう全ての地方公共団体に要請しました。

これを受け、本市におきましても、「発生主義・複式簿記」による企業会計的な手法を導入し、本市及び広域連合・一部事務組合などの関係団体の連結ベースで統一的な基準による財務書類4表を作成しています。

2. 財務書類4表とは

財務書類は以下の4表で構成され、その相関関係は図のとおりです。

○貸借対照表

貸借対照表は、会計年度末における地方公共団体の財政状態を表す財務書類です。貸借対照表は、借方と貸方に分かれており、借方に資産、貸方に負債と純資産が計上されます。貸方の負債と純資産が財源を示し、借方の資産が貸方で調達した財源をどのように運用しているかを示しています。資産合計額と負債・純資産合計額が一致し、左右がバランスしている表であることからバランスシートとも呼ばれます。

○行政コスト計算書

行政コスト計算書は、資産形成につながらない福祉や教育などの行政サービスを提供するために要した費用とその財源である負担金や使用料などの収入を比較した財務書類で、企業などが決算で用いる損益計算書に相当します。

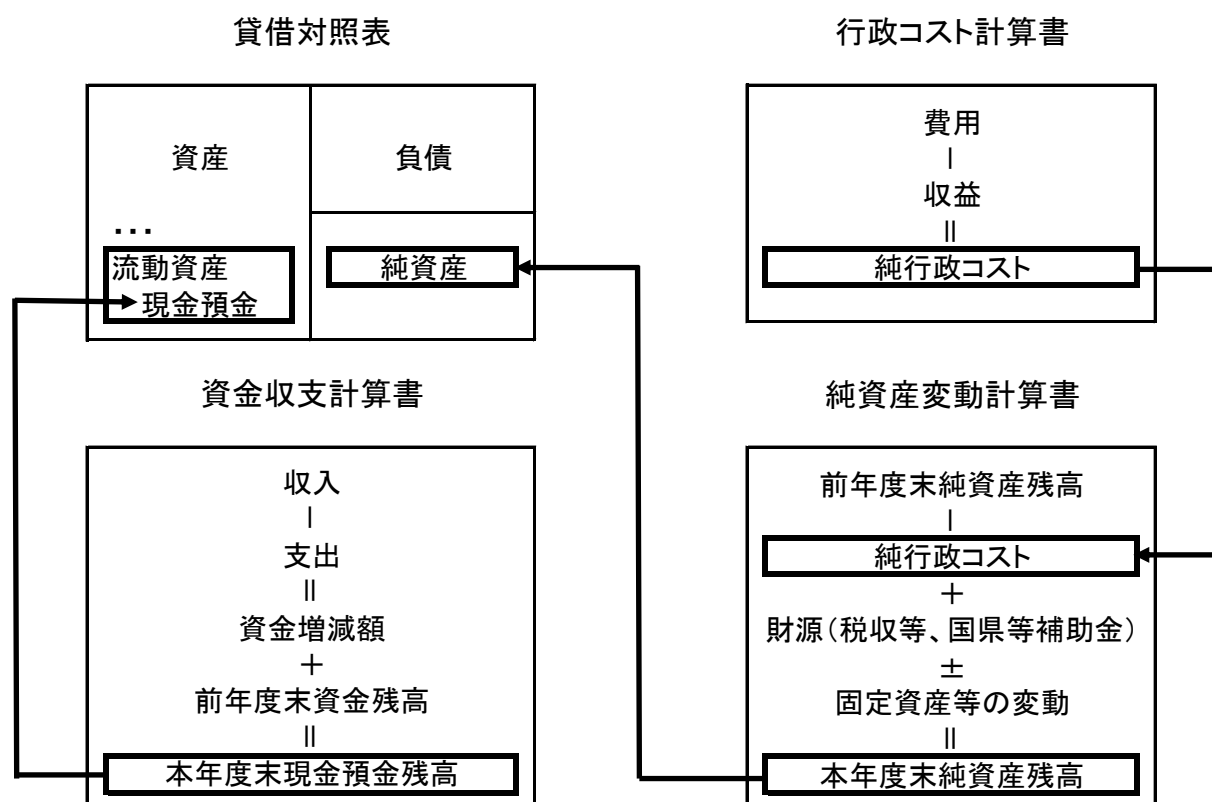
○純資産変動計算書

純資産変動計算書は、一会計期間において、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目がどのように変動したかを表す財務書類です。公共資産整備及び行政コストに対する財源投入や国県補助金、市税等の収入により、貸借対照表の純資産がどのように増減しているかを示しています。

○資金収支計算書

資金収支計算書は、一会計期間における市の行政活動に伴う現金などの資金の流れを、「業務活動収支」「投資活動収支」「財務活動収支」という性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。

【財務書類4表相関図】



3. 財務書類用語説明

○貸借対照表

・固定資産

有形固定資産	土地や建物、道路や公園などのインフラ資産、公用車や高額備品など、保有が長期に及ぶ資産
無形固定資産	ソフトウェアや電話加入権など具体的な形がない資産
投資及び出資金	各種法人等に対する出資金及び出えん金
投資損失引当金	投資及び出資金のうち、将来回収できないと見込まれる損失金額
長期延滞債権	市税など、納付期限や回収期限から1年以上経過しているにもかかわらず、いまだ収入されていない債権
長期貸付金	各種貸付金のうち、翌々年度以降に回収期日が到来するもの
基金	退職手当基金、その他特定目的基金、土地開発基金、その他定額運用基金
徴収不能引当金	長期延滞債権のうち、徴収不能となることが見込まれる金額

・流動資産

未収金	市税等の収入未済額のうち、その年度にあらたに発生したもの
短期貸付金	各種貸付金のうち、翌年度に回収期日が到来するもの
基金	財政調整基金、市債管理基金
棚卸資産	売却を目的として保有している資産
徴収不能引当金	未収金のうち、徴収不能とあることが見込まれる金額

・固定負債

地方債	地方債残高のうち翌々年度以降に償還予定の元金の額
長期未払金	翌々年度以降に債務を負担することを予定している額
退職手当引当金	年度末に職員全員が普通退職すると仮定した場合に必要な退職手当の額
損失補償等引当金	履行すべき額が確定していない損失補償債務のうち、将来負担が発生する可能性があるもの

・流動負債

1年内償還予定 地方債	地方債残高のうち翌年度に償還予定の元金の額
未払金	翌年度に債務を負担することを予定している額
未払費用	役務の提供は受けているが、それに対する支払を終えていないもの
前受金	代金の納入は受けているが、それに対する義務の履行を行っていないもの
前受収益	未だ提供していない役務に対して支払を受けたもの
賞与等引当金	翌年度に支払うことが予定されている職員の賞与のうち、当年度負担相当額

・純資産

固定資産等 形成分	資産形成のために充当した財源の蓄積であり、その資産の減価償却累計額の控除後の残高
余剰分 (不足分)	原則として金銭の形態で保有される、費消可能な資源の蓄積

○行政コスト計算書

・経常費用

人件費	職員の給与や各種手当等から退職手当と前年度賞与引当金を控除した額
賞与等引当金 繰入額	当該年度に賞与等引当金として新たに繰り入れられた部分に相当する額
退職手当引当金 繰入額	当該年度に退職手当引当金として新たに繰り入れられた部分に相当する額
物件費	賃金・旅費・消耗品費や委託料など、物にかかる経費
維持補修費	公共施設等の維持補修に必要な経費
減価償却費	土地を除く固定資産の経年劣化による資産価値の減少額
支払利息	地方債の借入に伴い発生した金融機関等に対する利息負担額
徴収不能引当金 繰入額	当該年度に徴収不能引当金として新たに繰り入れられた部分に相当する額
補助金等	各種団体や他の地方公共団体などに対する補助金、負担金等の額
社会保障給付	社会保障制度の一環として、市が各種法令に基づいて被扶助者に対して支給する額
他会計等への繰出金	特別会計や企業会計などに対する繰出金の額

・経常収益

使用料及び手数料	使用料は、公の施設の利用等により徴収される金額。手数料は、戸籍や住民票の発行等の公の役務の提供に対し徴収する金額
----------	--

・臨時損失

災害復旧事業費	台風などによる災害で被災した公共施設等の復旧に要する費用
資産除売却損	資産の売却による収入が帳簿価格を下回る場合の差額。及び除却した資産の除却時の帳簿価格

投資損失引当金 繰入額	当該年度に投資損失引当金として新たに繰り入れられた部分に相当する額
損失補償等引当金 繰入額	当該年度に損失補償等引当金として新たに繰り入れられた部分に相当する額
・臨時利益	
資産売却益	資産の売却による収入が帳簿価格を上回る場合の差額

○純資産変動計算書

純行政コスト	経常費用から経常収益を差し引いた金額に、臨時損失を加え、臨時収益を差し引いた金額
税収等	市民税、地方交付税及び地方譲与税等
国県等補助金	国庫支出金及び県支出金の当該年度の収入額
有形固定資産等の増加	有形固定資産及び無形固定資産の資産形成のために支出した金額。固定資産等形成分にプラス、余剰分にマイナスで表示
有形固定資産等の減少	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額及び売却収入。固定資産等形成分にマイナス、余剰分にプラスで表示
貸付金・基金等の増加	貸付金・基金等の増加した金額。固定資産等形成分にプラス、余剰分にマイナスで表示
貸付金・基金等の減少	貸付金の償還及び基金の取崩等による減少した金額。固定資産等形成分にマイナス、余剰分にプラスで表示
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額

○資金収支計算書

業務活動収支	人件費・物件費・社会保障給付など、「投資活動収支」及び「財務活動収支」に含まれない、毎年度経常的・継続的に収入・支出されるもの
投資活動収支	出資金・貸付金・基金への積立金及び学校・道路・公園など、公共資産整備に伴う支出とその財源
財務活動収支	地方債元金償還などの経費及びその財源
歳計外現金残高	入札保証金、契約保証金、職員の給与にかかる所得税及び住民税など、歳入歳出に計上されない現金

4. 一般会計等財務書類4表を活用した分析

○社会資本形成の世代間負担比率

社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、純資産の割合を見ることにより、これまでの世代（過去及び現世代）によってすでに負担された割合をみることができます。また、地方債に着目すれば、将来返済しなければならない、今後の世代によって負担する割合をみるすることができます。

一般的には、過去及び現世代負担比率が50%～90%、将来世代負担比率は15%～40%が平均的な値とされています。

【計算式】

- | |
|--|
| ・過去及び現世代負担比率(%) = 純資産合計 ÷ 公共資産合計 × 100 |
| ・将来世代負担比率(%) = 地方債残高 ÷ 公共資産合計 × 100 |

(単位: 千円・%)

公共資産合計 A	73,758,211
純資産合計 B	70,681,035
地方債残高 C	9,728,868
過去及び現世代負担比率 (B/A × 100)	95.9
将来世代負担比率 (C/A × 100)	13.2

※公共資産合計は「有形固定資産」と「無形固定資産」の合計。

※地方債残高には、「1年内償還予定地方債」、「長期未払金」及び「未払金」を含む。

○歳入額対資産比率

当年度の歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、これまでに形成されたストックとしての資産は何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。

一般的には、歳入額対資産比率は3.0～7.0が平均的な値とされています。

【計算式】

- | |
|-------------------------|
| ・歳入額対資産比率 = 資産合計 ÷ 歳入総額 |
|-------------------------|

(単位: 千円)

資産合計 A	83,880,016
歳入総額 B	18,451,729
歳入額対資産比率 (A/B)	4.5

※歳入総額は、資金収支計算書の各部の収入合計の総額に前年度末歳計現金残高を加算。

○受益者負担比率

行政コスト計算書における経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額であるため、経常収益の経常費用に対する割合を算定することで、受益者負担割合を算出することができます。

一般的には、受益者負担比率は2%～8%が平均的な値とされています。

【計算式】

$$\text{・受益者負担比率(\%)} = \text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

(単位:千円・%)

経常収益 A	1,105,924
経常費用 B	17,415,907
受益者負担比率 (A/B × 100)	6.4

○行政コスト対公共資産比率

経常費用の公共資産に対する比率を見ることで、資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、あるいはどれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているかを分析することができます。

一般的には、行政コスト対公共資産比率は10%～30%が平均的な値とされています。

【計算式】

$$\text{・行政コスト対公共資産比率(\%)} = \text{経常費用} \div \text{公共資産} \times 100$$

(単位:千円・%)

経常費用 A	17,415,907
公共資産合計 B	73,758,211
行政コスト対公共資産比率 (A/B × 100)	23.6

※公共資産合計は「有形固定資産」と「無形固定資産」の合計。

○行政コスト対税収等比率

純経常行政コストに対する一般財源の比率を見ることによって、当年度の税収等のうち、どれだけが資産形成の伴わない純経常行政コストに費消されたのかが分かります。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いといえ、100%を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表します。

一般的には、行政コスト対税収等比率は90%～110%が平均的な値とされています。

【計算式】

$$\text{行政コスト対税収等比率(\%)} = \frac{\text{純経常行政コスト}}{\text{一般財源(税収等+国県等補助金)}} \times 100$$

(単位: 千円・%)

純経常行政コスト A	16,309,983
税収等 B	10,351,074
国県等補助金 C	5,304,297
行政コスト対税収等比率 (A/(B+C) × 100)	104.2

○地方債償還可能年数

自治体の抱えている地方債を経常的に確保できる資金で返済した場合に何年で返済できるかを表す指標で、借金の多寡や債務返済能力を測る指標です。

一般的には、地方債償還可能年数は3年～9年が平均的な値とされています。

【計算式】

$$\text{地方債償還可能年数(年)} = \frac{\text{地方債残高}}{\text{業務活動収支額(地方債発行額及び基金取崩額を除く)}}$$

(単位: 千円・年)

地方債残高 A	9,728,868
業務活動収支額 B	821,322
地方債償還可能年数 (A/B)	11.9

※地方債残高には、「1年内償還予定地方債」、「長期未払金」及び「未払金」を含む。

5. 連結財務書類

○連結の範囲

普 通 会 計	一般会計	一般会計等
	市営住宅事業特別会計	
	西都児湯障害認定審査会特別会計	
	西都児湯いじめ問題対策専門家委員会特別会計	
	西都児湯いじめ問題調査委員会特別会計	
	西都児湯公平委員会特別会計	
公営事業会計	水道事業会計	全体
	国民健康保険事業特別会計	
	介護保険事業特別会計	
	西都市西米良村介護認定審査会特別会計	
	後期高齢者医療特別会計	
広 域 連 合	宮崎県後期高齢者医療広域連合	連結
一部事務組合	西都児湯環境整備事務組合	
	宮崎県自治会館管理組合	
	一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団	
独立行政法人	独立行政法人西都児湯医療センター	

※簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は地方公営企業法における財務規定等の適用に向けた移行期間であるため連結対象から除外しています。

○連結方法

連結財務書類の基礎となる各会計・団体の個別財務書類は、基本的に各会計・団体固有の会計基準に則って作成します。ただし、各会計・団体が作成していない財務書類については、普通会計に準じてあらたに作成する必要があります。また、連結対象となる各会計・団体間で行われた取引については相殺消去を行っています。